

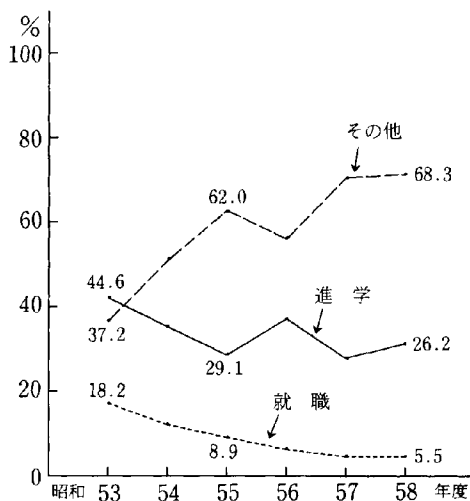
り一応の水準が維持されている

(図2-5-6, 図2-5-7)。

今後とも、進路指導の在り方を検討するとともに、望ましい人間関係を形成するための能力を育て、社会生活適応力の向上を図る必要がある。

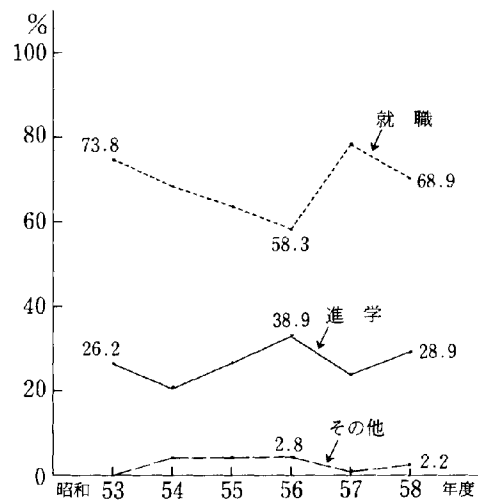
また、家庭、地域社会及び関係機関との連携を強化し、積極的な進路の開拓など、進路指導体制の一層の整備を図る必要がある。

図2-5-5 養護学校中学部 卒業生進路状況



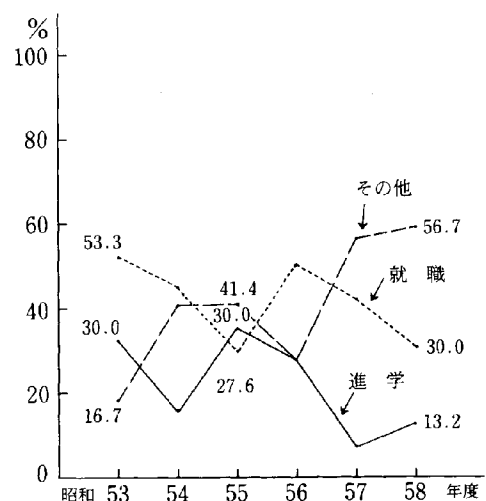
注：1. 「養護教育課調査」(昭53～昭58)による。
2. 進学は、高等部、高等学校、職業訓練校、各種学校である。
3. その他は、施設病院、家庭保護等である。

図2-5-6 盲・聾学校高等部 卒業生進路状況



注：1. 「養護教育課調査」(昭53～昭58)による。
2. 進学は、専攻科、大学、職業訓練校、各種学校である。
3. その他は、施設、病院、家庭保護等である。

図2-5-7 養護学校高等部 卒業生進路状況



注：1. 「養護教育課調査」(昭53～昭58)による。
2. 進学は、専攻科、大学、職業訓練校、各種学校である。
3. その他は、施設、病院、家庭保護等である。

第4項 教職員の資質

(1) 教職員研修

教職員の研修については、毎年、教職員現職教育計画を作成して研修の体系化を推進し、各教職員が教職の全期間を通じて必要な研修に参加する機会を確保するとともに、より効果的な研修の実践に努めている。

盲・聾・養護学校の校長研修会、教頭研修会、教職経験者研修会は、県立学校におけるそれぞれの研修会に含めて実施している。また養護教育に関する研修としては、障害種別の学習指導法講習会、養護教育担当教員研修会などを実施して資質の向上に努めている。